

## 委員会提出議案第3号

### 取手市議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の議案を別紙のとおり、取手市議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和2年11月30日

取手市議会議長 齋藤 久代 殿

提出者 議会運営委員会  
委員長 岩 澤 信

#### 提案理由

これまで議場に設置していた押しボタンを使用する方式による採決を廃止し、新たに導入したタブレット端末を用いた電子採決システムにより今後の採決を行うこととするため、本規則の一部を改正するものです。

取手市議会会議規則の一部を改正する規則

取手市議会会議規則（昭和45年議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(表決問題の宣告)</p> <p>第 67 条 議長は、表決を<u>採ろう</u>とするときは、表決に付する問題を宣告する。</p> <p>(起立等による表決)</p> <p>第 70 条 議長が表決を<u>採ろう</u>とするときは、問題を可とする者を起立又は挙手させ、起立者又は挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p> <p>2 議長が起立者又は挙手者の多少を認定し<u>難いとき</u>、又は議長の宣告に対して出席議員の5分の1以上から異議があるときは、議長は、<u>記名投票、電子採決システムによる投票又は無記名投票</u>で表決を<u>採らなければならない</u>。</p> <p>(投票による表決)</p> <p>第 71 条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員の5分の1以上から要求があるときは、<u>記名投票、電子採決システムによる投票又は無記名投票</u>で表決を<u>採る</u>。</p> <p>2 同時に前項の<u>記名投票、電子採決システムによる投票又は無記名投票</u>の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。</p>	<p>(表決問題の宣告)</p> <p>第 67 条 議長は、表決を<u>とろう</u>とするときは、表決に付する問題を宣告する。</p> <p>(起立等による表決)</p> <p>第 70 条 議長が表決を<u>とろう</u>とするときは、問題を可とする者を起立又は挙手させ、起立者又は挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。</p> <p>2 議長が起立者又は挙手者の多少を認定し<u>がたいとき</u>、又は議長の宣告に対して出席議員の5分の1以上から異議があるときは、議長は、<u>記名又は無記名の投票</u>で表決を<u>とらなければならない</u>。</p> <p>3 <u>第1項の規定にかかわらず</u>、議長は、<u>必要があると認めるときは、押しボタン方式により表決をとることができる</u>。</p> <p>4 議長は、<u>前項の規定により押しボタン方式による表決をとろうとするときは、問題を可とする者に賛成のボタンを押させ、当該ボタンを押した者の多少を認定して可否の結果を宣告する</u>。</p> <p>(投票による表決)</p> <p>第 71 条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員の5分の1以上から要求があるときは、<u>記名又は無記名の投票</u>で表決を<u>とる</u>。</p> <p>2 同時に前項の<u>記名投票と無記名投票</u>の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。</p>

(記名投票)

第72条 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。

(電子採決システムによる投票)

第72条の2 電子採決システムによる投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押さなければならない。

2 電子採決システムによる投票による表決において、議長が投票の終了を宣告するまでの間に、出席議員が電子採決システムのいずれのボタンも押していない場合は、当該出席議員は反対のボタンを押したものとみなす。

(選挙規定の準用)

第74条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条(議場の出入口閉鎖)、第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第29条(投票)、第30条(投票の終了)、第31条(開票及び投票の効力)、第32条(選挙結果の報告)第1項及び第33条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

2 電子採決システムによる投票を行う場合には、第30条(投票の終了)、第32条(選挙結果の報告)第1項及び第33条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。この場合において、第30条前段中「投票が終了と認めるとき」とあるのは、「投票をするために必要な時間が経過したと認めるとき」と読み替えるものとする。

(簡易表決)

第76条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員の5分の1以上から異議があるときは、議長は、起立又は電子採決システムによる投票により表決を採らなければならない。

(記名投票)

第72条 記名投票を行なう場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。

(選挙規定の準用)

第74条 記名投票又は無記名投票を行なう場合には、第27条(議場の出入口閉鎖)、第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第29条(投票)、第30条(投票の終了)、第31条(開票及び投票の効力)、第32条(選挙結果の報告)第1項及び第33条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

(簡易表決)

第76条 議長は、問題について異議の有無を会議にはかることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員の5分の1以上から異議があるときは、議長は、起立又は押しボタン方式により表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第 77 条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を採らなければならぬ。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員 3 人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って決める。

3 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

(会議録の記載事項)

第 85 条 会議録に記載し、又は記録する事項は、次のとおりとする。

(1) から (13) まで (略)

(14) 記名投票及び電子採決システムによる投票における賛否の氏名

(15) (略)

2 議事は、速記法によって速記する。ただし、速記法によらざる時は、可能な限り詳細に全ての議事を記載しなければならない。

(表決問題の宣告)

第 128 条 委員長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(起立又は挙手による表決)

第 131 条 委員長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立又は挙手させ起立者又は挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 委員長が起立者又は挙手者の多少を認定し難いとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならぬ。

(投票による表決)

第 132 条 委員長が必要があると認めると

(表決の順序)

第 77 条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決をとらなければならぬ。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員 3 人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いなくて会議にはかかって決める。

3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

(会議録の記載事項)

第 85 条 会議録に記載し、又は記録する事項は、次のとおりとする。

(1) から (13) まで (略)

(14) 記名投票における賛否の氏名

(15) (略)

2 議事は、速記法によって速記する。ただし、速記法によらざる時は、でき得る限り詳細にすべての議事を記載しなければならない。

(表決問題の宣告)

第 128 条 委員長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(起立又は挙手による表決)

第 131 条 委員長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立又は挙手させ起立者又は挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 委員長が起立者又は挙手者の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならぬ。

(投票による表決)

第 132 条 委員長が必要があると認めると

き、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 (略)

(簡易表決)

第 137 条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第 138 条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いなくて会議に諮って決める。

2 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

き、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 (略)

(簡易表決)

第 137 条 委員長は、問題について異議の有無を会議にはかることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第 138 条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いなくて会議にはかって決める。

2 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

意見書案第13号

福島原発処理汚染水放出に関する意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

令和2年11月30日

取手市議会議長

齋藤久代 殿

提出者 取手市議会議員 根岸 裕美子

〃 〃 細谷 典男

〃 〃 関戸 勇

## 福島原発処理汚染水放出に関する意見書（案）

東京電力福島第一原発の処理汚染水について、2020年10月27日に、政府は汚染水を海に流すことを決定する予定でしたが、先日これを延期するという報道がありました。中止ではなく延期ということですので、いつ緊急に決定され、放出されるか分かりません。

現在、タンク内の処理汚染水の7割が、トリチウムのみならず、セシウム134、セシウム137、ストロンチウム90、ヨウ素129などの放射性物質の濃度基準を上回っており、最大で、濃度基準の約2万倍の処理汚染水が貯められています。東電は二次処理をしていますが、実証実験は今年の9月から始まったばかりで、二次処理した結果、どの核種がどの程度残留するかはまだ明らかではありません。

政府はこれまで処理汚染水の処分について、意見を聞く場を設けてきました。

2018年の説明公聴会では、44人中42人が海洋放出に反対しました。また、今年になってから経済産業省は、7回もの「ご意見を伺う場」を開催。その場で、福島県の漁業、林業、農業関係の団体、全漁連などの代表が、明確に海洋放出に反対しました。

福島県では、59市町村のうち41市町村議会が、海洋放出へ反対もしくは慎重な意見書や決議を可決しています。

政府はこのような意見に耳を傾けるべきではないでしょうか。

また、海に流す以外の代替案として、技術者や研究者のグループから「大型タンクによる長期安定保管」や「モルタル固化処分」という提案もなされていますが、これらについて十分に検討されていません。

たとえ、希釈して海洋投棄されたとしても食物連鎖などの生態系を通じて濃縮されるので、希釈すれば安全ということは、過去に多くの公害問題で繰り返された誤りであり、環境に放出される総量こそが問題です。

よって、政府は、東京電力福島第一原発の処理汚染水を海洋放出することを決定しないことを強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 2年12月 日

茨城県取手市議会

【提出先】 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 経済産業大臣 環境大臣 復興大臣

意見書案第14号

日本学術会議会員の任命拒否の撤回を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

令和2年12月3日

取手市議会議長

齋藤久代 殿

提出者 取手市議会議員 小池悦子

〃 〃 根岸裕美子

## 日本学術会議会員の任命拒否の撤回を求める意見書（案）

菅義偉首相は、日本学術会議第25期会員任命に際し、日本学術会議から推薦された105名の会員候補のうちの6名の任命を拒否しました。この件に対して、960もの学協会や大学人の声明、映画・演劇や作家・劇作家などの表現者、宗派を超えた宗教者から、消費者団体や自然保護団体まで130を超える諸団体の抗議の声が広く上がっています。

菅首相の人事権を口実とした今回の任命拒否は、科学者が戦争に動員された戦前の反省から憲法に設けられた「学問の自由」や「政府からの独立性」、日本学術会議法の「推薦に基づいて任命する」との規定から逸脱しています。従来、政府は「首相の任命権は形式的なものである」としてきました。内閣がその法解釈を恣意的に変更することは違法であり認めることはできません。

この間の国会審議等で、菅首相は6名の任命拒否の理由を具体的に示すことなく、「総合的・俯瞰的な活動を確保する観点から判断」、「バランスや多様性を考慮」などと抽象的な発言を繰り返し、「事前の調整がなかった」と日本学術会議への責任転嫁まで行いました。それらのこと自体が不当であり、説明責任を果たしていません。

平和的復興、福祉に貢献し、学問の進歩に寄与することが目的の日本学術会議は、政治権力に左右されない独立した機関です。自立性や独立性を保つことは、多様な角度から真理を追究する学術研究を発展させ、社会全体が科学の成果を享受するために欠かせない重要なことです。菅首相の任命拒否は、学問の自由と人類の平和に努力する日本学術会議の原点を踏みにじるものに他なりません。

今回の日本学術会議に対する菅首相の不当介入は、許してはならない権力介入であり、「学問の自由」にとどまらず「言論・表現・思想信条の自由」を揺るがすものです。まさに市民活動にも波及する恐れがある重大事態です。

以上のことから、地方自治法第99条の規定により、下記事項について意見書を提出します。

- 1 日本学術会議が推薦した会員候補者6名を任命しなかった理由を明らかにすること
- 2 任命拒否を撤回し、会員候補者6名を速やかに任命すること

令和 2年12月 日

茨城県取手市議会

【提出先】 内閣総理大臣 衆議院議長 参議院議長 文部科学大臣 厚生労働大臣  
財務大臣 経済産業大臣 総務大臣 法務大臣 農林水産大臣 環境大臣  
国土交通大臣 外務大臣 防衛大臣

意見書案第15号

感染者等に対する誹謗・中傷行為に対し厳格な措置を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

令和2年12月10日

取手市議会議長

齋藤久代 殿

提出者 取手市議会議員 山野井 隆

〃 〃 金澤克仁

〃 〃 染谷和博

## 感染者等に対する誹謗・中傷行為に対し厳格な措置を求める意見書（案）

新型コロナウイルスの感染者やその家族・濃厚接触者に対する誹謗中傷が後を絶ちません。大学や高校の部活で発生した集団感染において、「感染した学生の住所を教えろ」「大学名を改名しろ」などと、過激な誹謗中傷が電話・メール・SNS で相次ぎました。

福岡市に住む38歳の自営業の男性は、3月下旬に体温38.5度、コーヒーの味がしないので、内科に電話。内科は「薬を出す」「病院には来ないでくれ」との対応。4月4日に陽性と判明。保健所は「入院できる病院がない」「とりあえず家で耐えてくれ」、薬も飲むな…。その後、高熱で病状悪化、自分で入院できる場所を探し、11日間入院後、検査で2回陰性となりやっと退院。新型コロナウイルスが陰性となって退院した後、肺炎の経過観察を病院にお願いしたところ「もしあなたがコロナの発生源になったら、うちの病院も困るので」などと8件断られたといえます。

このような人権侵害行為は、たとえ不要不急と思われる外出や、行政の要請に反する状況で感染したとされる方に対してであっても、正当化されることはなく、決して許してはならない行為であります。

日本国憲法の象徴ともいえる基本的人権の尊重である、個人の尊厳、自由及び人格権を侵す行為であり、感染者等の生活に重大な悪影響を与える行為は決して容認し得ないものです。

このため、感染者等は更なる人権侵害行為に遭うことを恐れて、感染の疑いがあっても医療機関を受診しない、感染経路や濃厚接触者に関する情報を明らかにしないなどの弊害を産み、逆に感染の拡大につながりかねません。

人権侵害行為に対するより厳しい措置や、誹謗中傷行為を抑制するより強い注意喚起を求め、下記事項を要請いたします。

### 記

- 1 感染者とその家族や濃厚接触者への人権侵害行為に対し、厳格な処罰を与える法案の制定を検討すること。
- 2 感染者等に対してより優しい配慮と誹謗・中傷に対する厳格な注意喚起を呼びかける対策を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和 2年12月 日

茨城県取手市議会

【提出先】 内閣総理大臣 法務大臣 総務大臣 厚生労働大臣 文部科学大臣  
国土交通大臣 経済産業大臣 衆議院議長 参議院議長 茨城県知事

意見書案第16号

核兵器禁止条約の早期批准を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和2年12月10日

取手市議会議長

齋藤久代 殿

提出者 総務文教常任委員会  
委員長 小堤 修

## 核兵器禁止条約の早期批准を求める意見書（案）

2020年10月24日、核兵器禁止条約発効に必要な批准国50か国になり、90日後の来年1月22日で核兵器禁止条約が発効します。

1946年、創設されたばかりの国際連合は総会決議第1号として「核兵器など大量破壊兵器の廃絶を最優先目標」に決めました。それから71年目、2017年7月7日核兵器禁止条約が国連において122か国の賛同で採択されました。

1945年8月6日広島、8月9日長崎にアメリカ軍による原子爆弾が投下され、一瞬にして広島、長崎は廃墟となり、その年の内に21万人が亡くなりました。『真っ黒に焦げ炭になった屍、ずる剥けのからだ、無言で歩き続ける人々の列』まさに生き地獄そのものでした」と被爆者が訴えてきました。

核兵器禁止条約発効により、核兵器は非人道的悪魔の兵器として、「製造、配備、移動、威嚇、使用威嚇する」ことすべてが法的に禁止されることとなります。

世界各国がこの条約に署名し、批准することが求められています。

日本国憲法のもと75年間、平和の歴史を経験しました。この歴史を私たちの代で終わりにしてはならないと思います。

核兵器の破壊力は、人類の生存、文明、歴史を一瞬にして消滅させることができるだけでなく、その被害は何世代にもわたって影響を及ぼします。「悪魔の兵器」と呼ばれる所以です。広島・長崎の被爆者が訴える賛同署名が世界各国に広がり、非人道的核兵器として、「禁止」する条約が圧倒的多数の国、市民社会により採択に到達させたのです。

唯一の被爆国である日本政府が国際会議に参加せず、条約に反対し署名を拒否する姿勢は世界の世論に逆行するもので許されません。

1985年の「非核兵器平和都市宣言」は、その取手市民の意思を表したものです。私たちは、日本政府が核兵器禁止条約を早期に批准することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 2年12月 日

茨城県取手市議会

【提出先】内閣総理大臣 衆議院議長 参議院議長 外務大臣 総務大臣 法務大臣  
防衛大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣